

所有権留保と集合動産譲渡担保との優劣関係についての再検討

A review of prior applicability between retention of a title and transfer collateral of collective movable properties

中山 実郎*

NAKAYAMA Jitsuro

和文要旨：譲渡担保が設定された集合動産に所有権留保された物が混入した場合、両者間の優劣が争われることになる。この永年担保実務上の重要な論点となっていた問題について、最二小判平成30.12.7は、最高裁として初めての判断を下した。同一の集合動産において、所有権留保と集合動産譲渡担保が競合したとき、判決は集合動産譲渡担保の効力や対抗要件の有無等が両者の優劣を判断する基準になるとの考えを示した。永年にわたり議論されてきた問題に対し、最高裁の立場が確立されたことで、その後も同種の事案に関して多くの教義が表されている。そこで、判決のもつ重要性に鑑み、本稿において、関係する先例と学説を確認、検討した上で、私見を示していくことにする。

【キーワード】 所有権留保の法的構成、買主による留保目的物の処分、所有権留保と集合動産譲渡担保との併存、留保目的物を巡る売主と買主側の第三者との問題、対抗要件の必要性

Abstract : If collective movable property set as transfer collateral contain title-reserved objects, an issue of legal priority between theme comes to arise. The judgement of the Supreme Court was held on this problem on 7th December, 2018. Until this judgement, this problem had been an important issue in collateral practice. According to this judgment, priority between retention of a title and transfer collateral of collective movable property for the same collective movable properties depends on their legal effect or perfection. The standpoint of the Supreme Court's position on this subject, which has been discussed for many years, has finally been established. After this judgement, many doctrines about the same kind of cases have been argued. In this paper, I would like to reconsider these doctrines and to show my opinion about them.

【Keywords】 Legal significance of retention of title, Seller's consent given to the buyer to transfer the object of retention of title, the issue of whether retention of title and transfer collateral can be set for the same object, the issue concerning acquisition of title between seller and person who bought the object of retention of title from the buyer, Legal proof required to claim your security interest

1. はじめに

集合動産は性質上、第三者の所有物等の混入により個々

の変動が生じ、屢々区別困難な状態に陥りやすい。例えば、集合動産上に譲渡担保が設定され、その後所有権留保目的物が混入した場合は、両者間の優劣が争われることになる。この問題について、最二小判平成30.12.7（民集72巻6号1044頁・以下「本判決」という）は、当該

*公立鳥取環境大学教授

事実関係において、控訴審である原審・東京高判平成29.3.9（金法2091号71頁）の判断を是認し、所有権留保が優先するという、最高裁で初となる判決を下した。

本判決事案は、同一の集合動産を対象に、所有権留保と集合動産譲渡担保が競合した場合において、買主の債務不履行による売主の所有権留保に基づく目的物の引揚げ、処分が、譲渡担保権者に対する損害と認められるかを中心に、集合動産譲渡担保の効力や対抗関係の有無等が争点となっており、そのため、動産担保実務に重大な影響を及ぼす判決内容となっている¹⁾。

本判決における重要性に鑑み、本稿において、所有権留保の法的構成、その他担保物権との併存と優劣等に関する諸問題について、先例と学説を確認、検討した上で、判決内容を研究することにする。

2. 所有権留保の法的構成

2-1 学説関係

本判決事案で問題となった所有権留保とは、動産の売買において、売主（留保売主）が目的物（留保目的物）の所有権を買主（留保買主）に移転する時期を代金の完済時とする特約である（所有権留保売買）。所有権留保の成立要件について、売買契約に「目的物の所有権が買主に移転する時期を代金完済時とする」という特約を含めることで足りると理解されている²⁾。

所有権留保の法的構成に関して、学説は、所有権的構成と担保的構成のふたつに大きく別れる。ただし、近時においては、売主に目的物の所有権が帰属するとの構成を採りつつも、売主に帰属する所有権は担保目的の範囲に制限され、それに伴い、買主には物権的期待権が具わるとの説が有力となっている³⁾。抑々、売買契約締結後も引続き、売主が所有者であり続ける目的は、買主に代金債務不履行があったときに、留保している所有権に基づいて、売買目的物を取り戻して、そこから優先的に代金債権を回収するためである。つまり、所有権留保の本質は代金債権の担保とされることから、当事者間における所有権の扱いについては、担保目的に制限すべきと解されている⁴⁾。この売主に帰属する所有権は担保目的の範囲にとどまり、売主に処分権限のみが留保されるとの理解を前提にすると、これらの制限や留保は買主から売主への物権変動が生じ、そのため、売主と買主側の第三者とは対抗関係に立つことになる⁵⁾。

他方、売買契約の締結により、所有権は買主に移転し、所有権留保特約を結ぶことで、売主には動産抵当権や留保所有権という一種の担保物権が帰属するとみる構成がある⁶⁾。この考え方に拠った場合も、買主から売主への

物権変動が生じ、売主と買主側の第三者との間に対抗関係が生じることになる⁷⁾。

また、倒産法の見地から、所有権留保を別除権・更生担保権として扱うべきとの説が従前より主張されており⁸⁾、後掲平成22年判決が示す法理を受けて、所有権留保をこのような倒産法上の担保的構成から示唆する見解もみられるようになった⁹⁾。これに対し、所有権的構成を前提としても、倒産処理の法目的に適合的な解釈として、別除権構成を導くことができるとする説も有力となっている¹⁰⁾。

2-2 判例関係

所有権留保の法的構成は、次の2つの最高裁判決を契機に議論が活発化したとされる。

最3小判平成21.3.10（民集63巻3号385頁・以下「平成21年判決」という）は、売主が第三者との関係において、いかなる義務を負うかについて、売主が留保している所有権は、「原則として、残債務弁済期間が到来するまでは、当該動産の交換価値を把握するにとどまるのであるから、留保売主は、代金完済までは、売買目的物が第三者の土地に存在して第三者の土地所有権の行使を妨害しているとしても、特段の事情がない限り、当該動産の撤去義務や不法行為責任を負うことはない」と、担保される債務の弁済期到来により、売主には目的物の占有処分権能を取得し、この権能によって、第三者との関係において、目的物の撤去義務を負うことになるとした。このように、判決は、弁済期到来の前後で売主の法的地位は異なるとの判断を明らかにしている。この平成21年判決は、形式的な所有権の所在を基にした義務の負担とは異なり、弁済期到来前に売主が有するのは、完全な所有権とは異なり、目的物の占有使用権原はなく、交換価値を把握するにとどまり、買主に占有使用権原などなんらかの物権的権利が帰属するとの判断枠組みを示したといえよう。これを敷衍すれば、いわば弁済期の前後での権能の所在によって、その法的地位を判断するとした点も含めて、担保的構成を基礎としているとする見解をはじめ、譲渡担保と同じ構造を有していると評価したものが多¹¹⁾。

そして、本判決も言及している破産手続きないし再生手続の場面において、所有権留保の効力が争点となった事実関係の下、所有権留保の有する担保的役割に着目して、これを別除権として扱う判例が登場している。最2小判平成22.6.4（民集64巻4号1107頁・以下「平成22年判決」という）は、買主の再生手続において、売主が別除権としての所有権留保を行使するためには、再生手

続開始の時点で登記・登録等を具備していなければならないと判示した¹²⁾。

平成22年判決以降、下級審裁判例は、担保的構成の立場に立ったと思われる判断が続いている。東京地判平成22.9.8（判タ1350号246頁）は、「所有権留保特約は、原告（売主）の下に商品の完全な所有権をとどめる趣旨ではなく、被告（買主）に所有権を移転した上で、原告が、売却した商品について担保権を取得する趣旨のものであると解するのが相当である」とした¹³⁾。次いで、東京地判平成25.4.24（TKC 法律情報データベース LEX/DB255 12638）も、「物権変動は対抗要件を具備しなければ、差押債権者に対抗できないから、本件において原告らが所有権留保等の担保権を破産管財人に主張するためには、対抗要件を具備しなければならない」としており、この判文から、当事者間に物権変動が生じたとの前提に立ち、所有権留保の法的構成につき、前掲東京地判平成22.9.8と同様の理解を示したものと窺われる¹⁴⁾。

なお、本件事案と同じく、同種商品の継続的売買における売主の担保目的に資する当該売買代金債権に加えて他の債権をも担保する「拡大された所有権留保の可否」が屢々問題になる¹⁵⁾。この問題について、「売買目的物の代金完済時において、機械売買代金、機械修理代金、機械部品代金等の債務を負担しているときは、これらの債務の完済に至るまで、当該目的物の所有権を留保する旨の特約を有効とする」とした下級審判断がある（東京地判昭和46.6.25判時645号86頁）。また一方で、「売り渡した商品の所有権は、代金が未払であるときはもとより、代金支払済であっても、買主が売主に対する一切の債務を完済するまで売主に留保される旨の特約は公序良俗に反し無効である」としたものもあり（東京地判平成16.4.13金法1727号108頁）、事例ごとに異なった判決が下されている。

3. 買主による留保目的物の処分

所有権留保の趣旨は特定の売買代金を担保するためのものであるが、本判決の事実関係にもあるように、代金債権の担保として、売主が当該目的物の所有権を留保する一方で、売主が買主に対して、売買目的物の転売を承諾もしくは容認するいわゆる「流通過程における所有権留保の問題」が起きる¹⁶⁾。例えば、自動車売主から買主、転買人へと順次売却されたが、売主と買主の間には所有権留保が設定されており、買主の売買代金債務の不履行を理由に売主が目的物を引き揚げようとした場合である。この自動車の転売事案について、最判昭和50.2.28（民集29巻2号193頁）は、「転買人への留保売

主による引渡請求は、本来留保売主において留保買主に対してみずから負担すべき代金回収不能の危険を転買人に転嫁しようとするものであり、自己の利益のために代金を完済した転買人に不測の損害を蒙らせるものであって、権利の濫用として許されない」との立場を明らかにしている¹⁷⁾。ただし、最判昭和56.7.14（最判集民事133号271頁）は、「売主と買主との間の所有権留保特約を転買人が知っていた場合には、留保売主の引渡請求は権利の濫用にはあたるとはいえない」とした¹⁸⁾。

最判平成18.7.20（民集60巻6号2499頁）は、同一の目的物上に重複して譲渡担保を設定することが許されるとした上で、「担保目的物の内容が担保設定者の営業活動を通じて当然に変動することが予定されている場合には、担保設定者には、その通常の営業の範囲内で担保目的物を処分する権限が付与されている」としている¹⁹⁾。買主による目的物の処分について、売主が転売を容認していたときは、買主に対する転売授権がなされていたと解釈することには合理性が認められる。この「黙示の転売授権構成」に対しては、「留保売主の意思は所有権を自己のもとにとどめるというものであるから、転売により所有権を失うことにまでは同意していないのではないか」との疑問や²⁰⁾、「転売容認と所有権留保とは矛盾行為である」といった批判がなされている²¹⁾。しかし、所有権留保の効力は、予め容認されている処分の相手方には及ばないとする理解は、譲渡担保の清算特約や集合動産譲渡担保の目的物処分など、非典型担保の場面で既に受け入れられている法理であり、所有権留保への適用にも相応の妥当性が認められよう。学説も、この考え方を拠に、売主の引渡請求を否定するものが多数となっている²²⁾。

4. 集合動産譲渡担保における特定性の問題

所有権留保と同様に、譲渡担保は明文規定のない非典型担保と位置付けられるが、構成部分の変動する集合動産について、最一小判昭和54.2.15（民集33巻1号51頁）は、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなど、なんらかの方法で目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的となりうるものと解するのが相当である」と、集合動産が譲渡担保の目的物となる適格性とその要件を明らかにした²³⁾。以降、譲渡担保を活用した融資の普及に連れて、判例の蓄積も進み、近年、その法的性質も明らかになってきている²⁴⁾（前掲最一小判平成18.7.20、最一小判平成22.12.2民集64巻8号1990頁）。

集合動産の性質上、第三者の所有物や所有権留保物の混入による個々の変動は容易に予想される。例えば、譲

譲渡担保設定後に、設定者以外の所有物が搬入され、設定者所有物との区別が困難となった場合は、集合動産譲渡担保の成立要件である特定性の喪失という問題が生じる。この譲渡担保権設定後に混入した第三者の所有物について、学説は、譲渡担保の効力は及ばないと解するが、その理由付けは、設定者に処分権限がないこと²⁵⁾、集合物の内容が固定化する以前は個々の動産は譲渡担保の直接の目的物ではないと考えるべきなど一定ではない²⁶⁾。この他人物との混在については、「設定者の所有物に限る」という付帯条件を付すことによって、設定者所有部分以外については特定性を失い、他人物にまで譲渡担保は成立しないと解されている²⁷⁾。本判決もXの集合動産譲渡担保の範囲は特定されているとして、Yの反論を斥け、代金が完済された部分に関するXの譲渡担保の成立を容認している。

5. 所有権留保と集合動産譲渡担保との併存と優劣

これまで、所有権留保権者と集合動産譲渡担保権者との優劣をいかに決すべきかを扱った判例は、管見の及ぶ限りなく、最高裁判断が待望される法領域となっていた。関連する先例として、転売を予定していない所有権留保がなされた個別動産が譲渡担保に供された後、売買代金債務の不履行により、売主が目的物を第三者に売却し、これを現実に引き渡した事案について、最二小判昭和58.3.18（最判集民事138号293頁）は、譲渡担保権者は残代金を提供しない限り、売主に対し、譲渡担保権を主張できないとして、所有権留保が優先するとの考えを示している²⁸⁾。この後、下級審裁判例は、買主から目的物につき譲渡担保権の設定を受けた債権者が、当該目的物を売却処分したときは、売主は買主側の債権者に対して損害賠償請求ができると判示する²⁹⁾。これらの判例から、目的物に対する譲渡担保の設定に関し、買主は処分権限を有しておらず、この理解を前提に、所有権留保と譲渡担保という2つの非典型担保は同一目的物上に成立することはないとする判例法理が明らかになったとされる³⁰⁾。

学説も、「在庫商品を譲渡担保の目的物とした場合でも、在庫商品の中に供給者の所有権留保物件が存在するときには、譲渡担保権と留保所有権との間には抑々対抗関係が存在しない」とする³¹⁾。また、譲渡担保の設定を受けた集合動産の中に代金未払のものが含まれていた事実関係の下で、譲渡担保権と動産先取特権との優先弁済権が争われた場合に対し、本判決原審が引用する最三小判昭和62.11.10（民集41巻8号1559頁）は、譲渡担保権が優先するとの判断を示した。判決は、集合物について、譲渡担保の占有改定をしておけば、その後に集合物に新

たな動産が入ってきたとしても、当該動産にも占有改定の効力が及ぶとしている。この法理を前提とすれば、所有権留保は集合動産譲渡担保に劣後すると考えざるを得ないこととなり、結論として、譲渡担保権者は民法333条の第三取得者に該当することから、代金の支払を受けていない売主は先取特権の行使は認められない。これに対して、売主が売却した動産は買主の責任財産を維持・向上させ、買主の債権者に利益をもたらす結果となる。そのため、所有権留保を譲渡担保の劣位に置くとする解釈は、両者の利益衡量の面からも適切ではないと批判される³²⁾。また、所有権留保における被担保債権と目的物との間には牽連性が存在することや、集合物の一部をなす構成物の売主は当該集合物の増価に直接寄与した立場にあることを勘案にすれば、売主には譲渡担保権者他の債権者に対する優先性を認めるべきとの主張も理に合ったものとなる³³⁾。

前掲最三小判昭和62.11.10を巡って、学説は、最高裁が対抗手段の有効性を明らかにした上で、その具備を促したとの解釈に基づき、「今後、動産の売主が譲渡担保権者に対抗するためには、所有権留保で自衛するしかない」³⁴⁾、「動産の売主としてはこれから売買基本契約書とか個別売買契約書や注文書・注文請書等に所有権留保条文を入れる、これしかない」³⁵⁾、「売主が所有権留保を講じていれば集合動産譲渡担保に優先する」³⁶⁾など、集合動産の担保評価に厳しい対応を迫る内容であり、およそ現実的ではないとの批判が多数となっている³⁷⁾。

このように、集合動産譲渡担保を優遇し過ぎとの批判が多い中、実際問題として、所有権留保特約は口頭の締結でも有効であり、契約書の記載内容だけでは把握できない場合も想定され、さらに、動産の売主に対して、所有権留保特約の有無を照会することになれば、担保設定者の信用不安を誘発することにもなりかねない³⁸⁾。また、所有権留保と動産先取特権とは約定担保と法定担保という法的性質が異なることもあり、前者には後者よりも強い効力が認められてよいとする見解もあり³⁹⁾、最高裁の判断は、こうした説に対する修正と捉えることもできよう⁴⁰⁾。

6. 売主と買主側の第三者との関係

所有権留保特約により、買主が代金を完済する時までには、売主は当該動産の所有者であり続けるため、買主の有する物権に関する問題が生じることになる。加えて、動産の留保権者である売主と買主側の第三者との優劣については、所有権留保の法的構成に則して解決が異なるとされる⁴¹⁾。

大判昭和5.10.31（民集9巻1009頁）は、家屋の賃借人が他人の所有物を賃借家屋内に備え付けて、賃貸借契約の終了後もそのまま放置していた事案において、家屋所有者はその物の所有者に対して取去を請求できるとしており、所有権の行使を妨害している動産の撤去義務の発生要件として、「その動産の所有権を有していること」が前提であるとした。また、第一小判昭和49.7.18（民集28巻5号743頁）は、買主の債権者による留保目的物の差押えについて、売主に留保目的物の所有権が帰属するため、売主と買主側の差押債権者とは対抗関係には立たないとする立場から、売主の第三者異議の訴えを容認する⁴²⁾。このように、判例が示す所有権の構成を前提にすると、原則として、買主から売主への担保物権の設定という物権変動が生じないことから、売主と買主側の第三者とは対抗関係には立たないことになる。そのため、「買主側の第三者が所有権を権利取得する場面は即時取得に限られることになってしまう」との批判がなされていた⁴³⁾。

第三者の所有権行使を妨害している動産撤去義務の発生要件として、当該動産の所有権を求めることには、一定の合理性が認められるとしても、留保売主を売買目的物の所有者と異なる法的地位にあるものと仮定した場合、当該売主の目的物撤去義務は否定されるにしても、そのまま留保買主の目的物撤去義務まで否定すべきとは考えにくい。例えば、他人が所有する土地上に留保目的物が存在することにより、土地所有権の行使が妨害されている場合、土地所有者には当然に目的物撤去請求権が認められるとすれば、留保買主側の目的物撤去義務についても検討する必要があるであろう。これまで、判例は、留保買主の目的物撤去義務を否定する見解を示しておらず、この点で、最高裁は売買目的物の所有権に準じる何らかの物権的権利を留保買主に認める余地を残した見解を明らかにしたと解することもできる⁴⁴⁾。

7. 対抗要件の具備について

7-1 判例関係

平成21年判決は、売主に帰属する所有権は担保目的に制限されるとしつつも、売主と買主側の個別動産譲渡担保権者とは対抗関係にはないとの見解を明らかにしている⁴⁵⁾。しかし、前述の通り、平成22年判決は、自動車の売買代金の立替払いによる所有権留保における留保買主の再生手続開始の事案で、民事再生法45条により、信販会社が留保所有権を別除権として行使するためには、再生手続開始時点で信販会社自身を保有者とする登録がされなければならないとした。この判決が求める登録

については、所有権留保の対抗要件が要求されたとするもの⁴⁶⁾、民事再生法上の権利保護資格要件として求められるに過ぎないとするもの⁴⁷⁾、また、判決のいう「登録」は対抗要件と解しつつも、判決の射程は二者間の所有権留保には及ばないとする理解⁴⁸⁾など、解釈は多岐にわたっている。このように、平成22年判決は、買主の再生手続において、所有権留保は別除権として扱われること、売主が別除権を行使するためには、登記・登録等を具えていなければならないと判示している。そのため、留保目的物が集合動産中に含まれている場合は、解釈次第で、所有権留保の法的性質を担保権と構成し、集合動産譲渡担保との関係を対抗問題として処理する可能性に言及したとも考えられる⁴⁹⁾。

平成22年判決が、「その所有を留保する者は、購入者に係る再生手続開始の時点で当該自動車につき自己を所有者とする登録がされていない限り、留保した所有権を別除権として行使することはできない」と判示したことを契機に、下級審裁判例は、最高裁が対抗要件を要求したものと理解し、東京地判平成22.9.8（判タ1350号246頁）は、「留保売主が有する所有権についても、再生債務者に対してこれを主張するためには、対抗要件の具備を要するとし⁵⁰⁾、また、東京地判平成27.3.4（判時2268号61頁）は、「所有権留保特約は代金債権の担保に目的があり、担保権の設定という物権変動を觀念し得るところであり、その目的から破産手続きとの関係においても別除権として扱われるべきところ、別除権を行使するためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者との衡平を図る趣旨から、破産手続開始の時点で、当該担保権につき、対抗要件を具備していることを要する」としている⁵¹⁾。個別動産についても、東京地判平成25.4.24は、所有権留保の対抗要件として、占有改定が必要とし、当該基本契約において占有改定に関する条項が設定されていないことを理由に、占有改定を否定するなど、その認定を厳格なものとしている。さらに、前掲東京地判平成22.9.8の控訴審である東京高判平成23.6.7（公刊物未登載）も、「本件における所有権留保特約は売買代金債権を担保するための担保権と解されるから、Y1の民事再生手続上、Xは別除権者として取り扱われるべきであるが、別除権をYらに行使するためには対抗要件の具備を要する」とし、この控訴審判決を不服としたXの上告及び上告受理申立てに対して、最高裁は上告棄却、上告不受理決定としている⁵²⁾。買主側の対抗要件具備に関する判例の展開については、「留保買主の備えるべき対抗要件を占有改定（民法178条）とした上で、当事者間で合意した所有権留保条項に因り認めら

れるものというより、むしろ在庫担保権者などの第三者に対する公示機能として適切な役割を果たす内容であることを求めている」と解するのが妥当であろう⁵³⁾。

7-2 学説関係

所有権留保設定後の買主の所有権の主張については、これまで、物権変動が生じていないことを理由に、対抗要件の具備は不要とし、動産譲渡登記制度の利用を否定する説が多数であった⁵⁴⁾。これら多数説に対して、担保的構成を採る立場から、占有改定などの対抗要件の具備を求める見解も有力となっている⁵⁵⁾。そして、近時、所有権留保を物権的期待権と構成し、所有権から担保権への変容を物権変動と構成し、対抗要件制度に服すると、判例を支持する見解も表されている⁵⁶⁾。

8. 本判決の研究

8-1 事実の概要

平成22年3月10日、自動車部品等の製造・販売等を主たる事業とするY（被告・被控訴人・被上告人）は、金属スクラップ等の処理、再生、販売等を主たる事業とするAと伸鋼品屑（以下「金属スクラップ等」という）を継続的に売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という）を締結した。本件売買契約には、次のような定めがあった。

ア YからAへの目的物の引渡しは、原則として、AがYの子会社から定期的に目的物を収集することにより行われる。

イ AはYから引渡しを受けた目的物を受領後速やかに確認して検収する。

ウ Yは毎月20日締めでAに代金を請求し、Aは翌月10日にYに代金を支払う。

エ 目的物の所有権は、上記代金の完済をもって、YからAへ移転する（以下「本件条項」という）。

YはAに対して、本件売買契約に基づき売却した金属スクラップ等を転売することを包括的に承認しており、AはYから目的物の引渡しを受けた直後に、これを特定の業者に転売することを常としていた。

Xは中小企業等への融資等を主たる事業とする金融機関であり、平成25年3月11日、Aとの間で、極度額を1億円とするAから個別の申込みに応じ融資を実行する旨のコミットメントライン契約を締結した。当該契約においては、Aに支払停止があった場合、AはXからの通知・催告等を待たずに、当然に期限の利益を失うものとされていた。

XとAは、上記コミットメントライン契約締結と同時

に、XがAに対して現在及び将来有する債権を担保するために、Xを譲渡担保権者、Aを譲渡担保権設定者とする集合動産譲渡担保設定契約（以下「本件設定契約」といい、当該契約によって設定された譲渡担保権を「本件譲渡担保権」という）を結んだ。本件設定契約には次のような定めがあった。

ア 譲渡担保の目的は、非鉄金属製品の在庫製品、在庫商品、在庫原材料及び在庫仕掛品（以下併せて「在庫製品等」という）で、Aが所有し、本件工場及び精錬部で保管する物全部とする。

イ 本件設定契約締結日にAが所有し、上記保管場所で保管する在庫製品等については、占有改定の方法によって、Xにその引渡しを完了したものとする。

ウ 上記の日以降にAが所有権を取得することになる在庫製品については、上記保管場所に搬入された時点で、当然に譲渡担保の目的となる。

本件譲渡担保権に係る動産の譲渡につき、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」3条1項に規定する登記がなされた。

Yは平成26年5月20日までにAに対して本件売買契約に基づき売却した金属スクラップ等については、一部を除いて、同年6月10日までにAから代金の支払いを受けた。平成26年5月21日から同年6月18日まで、YはAに対して、本件売買契約に基づき、合計42万キログラムの金属スクラップ等を売却した（以下「最終売却動産」という）。

平成26年6月18日、AはYを含む債権者らに対して、事業を閉鎖し、会社を整理する旨を通知したが、Yは同通知の時点で、最終売却動産の代金の支払いを受けていなかった。

平成26年11月17日、YはAを債務者として、本件工場で保管されている金属スクラップ等（以下「保管動産」という）につき、本件条項に抛り、留保している所有権に基づき、動産引渡断行の仮処分命令の申立てをし、これに対し、Xは同年12月1日、自らが保管動産の所有権を有する旨主張して、Aに対する占有移転禁止の仮処分等を申し立て、上記断行仮処分命令申立事件に独立当事者参加したが、平成27年1月13日、Yの上記申立てを認容し、Xの上記申立てを却下する旨の決定（以下「本件仮処分決定」という）がされた。

平成27年1月20日及び21日、Yは、本件仮処分決定に基づいて、保管動産を本件工場から引き揚げる執行を行い、その頃これをBに売却した。

そこで、Xは、Yに対して、保管動産の引揚げ及び売却がXに対する不法行為に当たるとして、5,000万円の

損害賠償金及び遅延損害金の支払を請求し、選択的に、これによって、Yが得た利益は不当利得に当たるとして、同額の不当利得金の返還及び民法704条前段所定の利息の支払を請求した。

8-2 第一審の判断

第一審・東京地判平成28.4.20（民集72巻6号1064頁）は、売却時にY A間で売買目的物が特定されている以上、所有権留保の対象となる動産の範囲は明らかであり、本件所有権留保の目的物の特定に何ら欠けるところはない（争点①）。代金が完済されていない保管動産について、目的物の所有権は代金が完済されるまでは移転しないとされており、Aは保管動産の所有権を取得しておらず、本件譲渡担保は本件動産に係る部分については無効である（争点②）。したがって、AからYへの物権変動があったと認めることはできず、XとYとは対抗関係に立たないから、Yは、仮に対抗要件を具備していないとしても、Xに対し、自らの留保所有権を主張することができる（争点③）。Yによる保管動産の引揚げ及び処分が、Xとの関係で不当利得又は不法行為を構成するものと認めることはできないとして、Xの請求を棄却した。Xはこれを不服として控訴。

8-3 第二審（原審）

原審・東京高判平成29.3.9（民集72巻6号1077頁）において、YがBに売却した動産のうちのある品目の数量が、最終売却動産のうちその品目の数量を超過することが判明し、Yは、保管動産のうち、上記超過部分（以下「Y自認超過部分」という）について、Aから代金を受領済みであり、その価格につき、合計241万2,577円を自認した。

Y自認超過部分のうち、一部の品目（Yの自認額は合計63万5,423円）については、Aは、Yからの納品後に仮払金を支払った上で、第三者への転売時にYに対してこれを報告の上、転売価格からAの手数料（2%）及び仮払金を控除した残額がある場合には、これをYに支払うことにより清算することになっていたため、本件条項にいう「代金完済」があったものとはいえなかった。そこで、原審は、保管動産のうちY自認超過部分以外については、代金支払済みの動産が存在するものとは認められないが、Y自認超過部分のうち、上記一部の品目を除いたものについては、YはAによる代金完済により留保所有権が消滅したにもかかわらず、これを売却して処分したものであるから、Xに対する不法行為を構成するとして、請求を一部認容し、241万2,577円から63万5,423円

を除いた177万7,154円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を命じた。Xが上告受理申立て。

8-4 原審の判断について

所有権留保と集合動産譲渡担保との優劣の争いに対して、原審は、これまでの判例に倣い、留保目的物には譲渡担保の効力は及ばないため、両者は対抗関係になく、そのため、留保所有権者は対抗要件の具備を要することなく、譲渡担保権者に対抗できるという、高裁段階で初となる判断を示した⁵⁷⁾。

原審は、近時の下級審裁判例を基にしたと思われるXの主張に対しては、代金が完済するまでYからAへの物権変動は生じないとして、担保的構成に拠る法理とは一線を画した判断を示している⁵⁸⁾。判決がAからYに対する担保権設定という物権変動を否定する立場を示したことで、本件においては、特定性の要件は観念し難いものとなる。したがって、売却の際に、売買目的物が特定されている以上、留保目的物の特定もなされたとの理解に基づき、売買代金未払の間、Aには目的物の所有権が帰属しないため、譲渡担保を設定する地位にはないとの論理から、原審は、Xの主張を斥けたものと考えられる（争点①）⁵⁹⁾。ただし、Xの主張を担保的構成に基づいて検討した場合、債務者Aを基準に、Xの有する譲渡担保権と対抗間関係を形成するとの理解も成り立つ。このような解釈も理論上は可能との考えを前提に、原審は、XY双方の利益状況へ配慮しつつ、動産譲渡登記を具備しながらも、敢えてXの譲渡担保権の優先性を否定したものと思われる⁶⁰⁾。

そして、Aに対するYからの転売授權の範囲について、「包括的な転売の承諾が担保目的の実現にあることを前提とすると、当該承諾がYにおいて、本件所有権留保に優先する譲渡担保の設定を許容する趣旨とは考え難い」と、譲渡担保の設定を許容権限の範囲を逸脱するものとした（争点②③）。抑々、所有権留保売買における目的物に対する責任財産の形成については、売主の信用供与が前提となる。この説理を基に、Yを保護した原審判断は妥当といえよう⁶¹⁾。

結果、原審は、Xが主張するYの所有権留保の成否、保管動産に関するXの譲渡担保権の成否、Yの所有権留保についての対抗要件の要否、これらすべてを斥けており、実質的な控訴棄却判決とみることができる⁶²⁾。

なお、Yが提出した意見書に接するかたちで、原審は米商統一商事法典（略称：UCC）規定の購入代金担保権（Purchase Money Security Interest）に言及している。UCC第9編は、動産売主の代金債権の担保権に

ついて、公示という対抗要件を充たすことで、他の担保権に優先する効力を認める⁶³⁾。原審判旨に対して、UCCにみられる米国の立法政策を是として、同法が規定する公示等の対抗要件につき、集合動産を目的とする所有権留保にも求めるべきとの論も一概に否定すべきとは解さないまでも、外国法との比較を用いた上で、国内法に基づき同様の帰結を導きだすのは決め手を欠き、困難と思われる⁶⁴⁾。

8-5 本判決の要旨 上告棄却

本件契約では、毎月21日から翌月20日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一期間に納品された金属スクラップ等の所有権は当該期間の売買代金の完済まで売主に留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するために売主に留保されるものではないこと、売主は買主に金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは売主が買主に本件契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解されることなど、判示の事情の下においては、買主が保管する金属スクラップ等を含む在庫製品等につき集合動産譲渡担保権の設定を受けた者は、売買代金が完済されていない金属スクラップ等につき売主に上記譲渡担保権を主張することができない。

8-6 本判決の意義

本件は、金属スクラップ等の継続的な売買契約において、目的物の所有権が売買代金の完済まで売主に留保される旨が定められた場合に、買主が保管する金属スクラップ等を含む在庫製品等に対して、集合動産譲渡担保の設定を受けた者が、売買代金が完済されていない金属スクラップ等につき、自己に対する譲渡担保権の成立を求めた事例である。そのため、売主が売買目的物の所有権を買主が売買代金を完済するまで留保しつつ、買主が留保目的物を転売することを売主が予め承諾していた場合において、その目的物を含む集合動産について、譲渡担保が設定されたときに、譲渡担保権者はその目的物について、どのような権利を取得するかが争点になっている。

所有権留保と集合動産譲渡担保との競合については、最高裁判決が未出の分野であり、本判決は、初めての最高裁判決となった⁶⁵⁾。ただし、所有権留保の法的構成について、判文中何ら一般論を示していないことから、事例判断の範疇にとどまっている。これは、所有権留保の態様が事案ごとに様々でありうるため、一般的にその法

的構成を決定することは適当ではないとの考えが働いたためとされる⁶⁶⁾。

8-7 本判決の研究

本判決は売主Yに所有権が帰属することを主たる理由に挙げて、Yの有する所有権留保につき、Xの集合動産担保権に対する優位性を認めた。判決は、主に次の二点を考慮している。

(1) 所有権留保と対象物件の特定性について

本判決では、先ずYの所有権留保の成否が争点となった(争点①)。前述の通り、所有権留保は、売買契約に特約を挿入することで成立するとされる。しかし、XはYの所有権留保は対象物件の特定性を欠くため、不成立ないし無効であると主張する。これは、Xが、所有権留保の法的構成につき、担保的構成に拠ったためと考えられる⁶⁷⁾。所有権留保の法的構成につき担保的構成を採った場合、本件動産の所有権がいったんYからAに移転した後に、AがYに対する留保所有権を設定することとなり、その際に、集合動産譲渡担保権設定の場合と同様に、対象物件の特定性が問われることになる⁶⁸⁾。実際に、Xは「動産譲渡担保権者は担保権の設定時に所有権留保の有無やその範囲を確認するのは困難である。譲渡担保権の設定後に所有権留保特約が付されることを考慮すると、無制約に留保所有権の効力を認めることは、金融手段としての動産譲渡担保の利用可能性を著しく制約し、当該手段の動産の供給者に対する代金決済の目的で利用されるのが通常であることを考慮すれば、売買代金の決済不能の事態を早期に発生させることになる」と指摘する。これに対して、Yは、「集合動産譲渡担保が所有権留保に優先することになると、売主からすれば、その売買代金を簡易に保全する術がなくなり、現金との同時決済を要求することとなって国内の商取引実務を根底から覆す事態となる。そうすると、不動産等に担保余力のない中小企業においては、現金決済に応じられるほどキャッシュフローに余裕がないのが現実であるため、取引そのものが不可能になることまで懸念される」と反論している。

抑々、本件条項は一定期間内に納品された金属スクラップ等を同一期間の売買代金の担保として留保するものであって、他の期間の代金を担保していないと認定されている。続けて、判決は、目的物と担保される代金債権とは対価関係に立ち、売主による目的物からの代金回収は集合動産譲渡担保権者に優先して認められるとする実質的価値判断に基づいた考えを示している⁶⁹⁾。この理解から、実質的価値判断が妥当しない目的物と対価関係

にない代金の債権について所有権留保がなされた場合は、買主に所有権が移転する結果、売主は担保権を有するのみとなり、その場合は当事者間で対抗要件の要否を争う場合も有り得るといふ余地を残した判断と評価されている⁷⁰⁾。

本判決は、売主に所有権が帰属する留保目的物につき、買主が譲渡担保を設定した場合の法律関係に対して、一般論を示すことなく、本件事実に基づいてのみ結論を導き出している。この点で、本件譲渡担保の対象がA所有の物に限定されていたため、目的物の所有権がYに帰属するのであれば、当然に集合動産譲渡担保の対象から除外されるとの理解をもって、特段の事情が認められない限りは、売主に所有権が帰属するとの従来判例が示す法的構成に沿い、判断したものとと思われる⁷¹⁾。

(2) 留保買主による処分について

本件事実関係によれば、YがAに対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾しており、それを基にAはXと本件設定契約を締結している。そのため、同一の動産につき、所有権留保と譲渡担保との競合問題を惹起することになった⁷²⁾。

YのAに対する転売授權について、本判決は、「YがAに本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨である」とした上で、「本件動産につき、Xは、Yに対して本件譲渡担保権を主張することはできない」と原審判断を是認、本件転売授權の許諾範囲は代金支払いに充てる資金を確保するために限られる趣旨であったとし、他人物売買の承諾にとどまると判示している（争点②）。この売主による転売授權の許諾範囲について、「所有権留保の実行方法からすると、買主が目的物を譲渡担保に供することは、支払を確保する手段である所有権留保の趣旨にそぐわない」との説もみられる⁷³⁾。しかし、売主は買主が目的物の所有権を移転することを予め承諾しているのに、所有権移転よりも法的効果の小さい担保目的による所有権の移転となる譲渡担保権の設定が承諾内容に含まれないのは論理矛盾ではないかとの疑問が生じてくる⁷⁴⁾。本判決は、原審判決と同様に「本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからAに移転しない」と判じており、YがAに包括的に本件動産の転売を承諾していたことをもってしても、その理は変わらないとの考えを明らかにする。

さらに、「本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからAに移転しない」と留保目的物の物権変動を否定する。この説理より、本判決は、近時の判例とは異にし、留保買主が自己の所有権を主張する際に対抗要件を備える必要はないとの考え

に立つものと考えられる（争点③）⁷⁵⁾。

このように、本判決は売主の包括的な転売承諾を「売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる目的のもの」と限定的に捉え、続いて、「転売を包括的に承諾していたことをもって上記金属スクラップ等の所有権がAに移転したとみることはできない」と、担保権の設定までを許諾したものとはいえないとしている。よって、売買目的物における転売の承諾と所有権留保の併存を認めた上で、本判決が、売主の転売承諾により、留保目的物の所有権は買主に移転しないとしたのは妥当な判断とされる⁷⁶⁾。ただし、本判決は所有権留保売買の際に、売主が買主に与えた承諾の内容如何によっては、買主に所有権を移転させる、あるいは集合動産譲渡担保権の設定を認める趣旨と解する余地を残したともいえよう⁷⁷⁾。

(3) 残された課題

本判決は、種類物の所有権留保売買において、売買目的物の転売を承諾しただけでは、当然に拡大された所有権留保とは認められないと結論付けた⁷⁸⁾。とりわけ、本件条項に関して、「売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである」と判断したことから、拡大された所有権留保の合意は否定しつつも、別異に解すべきことへの余地を残した判決内容となっている⁷⁹⁾。この点、「代金未払の留保目的物の転売を承諾することは、代金完済の目的物を代わりの担保として充てることも意味すると解した方が、合理性がある」とし、「このように解するならば、拡大された所有権留保の合意なしに同様の効果が肯定されことになる」との説が示されている⁸⁰⁾。実際に、売主が買主に与える承諾の内容により、Aは物権的権利を担保目的でXに譲渡したとの理論構成も成り立つことから、所有権留保の拡大について、引き続き検討していく必要がある⁸¹⁾。

また、先行する平成22年判決との射程に関し、本判決は、法的倒産手続の局面における所有権留保の扱いには言及していない。これは、平成22年判決及び前掲下級審判例が既に倒産手続開始後の事案であるのに対して、本件Aは倒産には至っていない状況であるため、最高裁は、原審と同様に、平成22年判決の射程が及ばない事案と判断したためと思われる⁸²⁾。そのため、債務者による法的倒産手続申請の前後により、債権者の対応が変わる可能性があり、どの手法によれば回収が極大化されるのか、こちらも、法的倒産手続上の課題として、検討が求められよう。

9. おわりに

本判決は、所有権留保と留保目的物に譲渡担保が設定された場合の法律関係について、売買目的物の所有権移転はAの「通常の営業範囲内」限られ、担保目的による所有権移転は売主からの授権の範囲を超えると解し、前掲最判平成18.7.20が示す判決法理は、留保目的物が買主の営業活動により当然に変動することが予定されている場合にも、適用可能との判断を示した。

また、最高裁は、留保買主の法的地位について、平成21年判決が示した見解を踏襲したものと思われ、当該買主の物権的権利を是認した上での判断といえる。また、所有権留保に関する近時の最高裁判決は担保的構成に親和的とされていたが、本判決同様の事案については、今後平成21年判決の射程が及ぶものと思われる⁸³⁾。

本判決事案は、金融と販売いずれの与信を優先すべきという高度な法政策上の課題を提示し、事実、XY共に自己に不利な判断が示されれば、会社の資金繰りに深刻な影響を及ぼしかねないと、双方の主張も正当性を帯びたものとなっている。動産譲渡担保は所有権留保に劣位するとの理解を基に、所有権留保の不存在を確認した上で、動産譲渡担保の設定を受けるという金融実務の実際を踏まえると⁸⁴⁾、譲渡担保権者に対する所有権留保の影響については、既に認識されていると思われ、その点からも、本判決の判断も合理性を増すことになる⁸⁵⁾。したがって、本判決により、所有権留保と動産譲渡担保が競合する場面における両者の優劣の問題については、実務上の決着をみたということができ、今後は、かかる規律を念頭に、貸金債権者、納入業者双方において、留意点を踏まえた対応が急務となろう。

注

- 1) 「本判決コメント」金法2105号73頁
- 2) 生熊長幸『担保物権法』三省堂2013年358頁、道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』有斐閣2017年368頁
- 3) 道垣内前掲2) 367頁以下
- 4) 川井健『民法概論2〔第2版〕』有斐閣2008年483頁、近江幸治『民法講義Ⅲ〔第2版補訂〕』成文堂2007年324頁、道垣内前掲2) 342頁他
- 5) 粟田口太郎「所有権留保の本質と諸相」『近江幸治先生古稀記念社会の発展と民法学〔上〕』成文堂2019年889頁以下、田高寛貴「譲渡担保と所有権留保」法教424号81頁以下
- 6) 高木多喜男『担保物権法〔第4版〕』有斐閣2005年379頁以下、田村耕一『所有権留保の法理』信山社2012年247頁以下、米倉明『所有権留保の実証的研究』

商事法務研究会1977年300頁以下

- 7) 高木前掲6) 381頁以下、米倉前掲6) 301頁)
- 8) 伊藤真『破産法・民事再生法〔第2版〕』有斐閣2009年346頁他
- 9) 田高前掲5) 85頁
- 10) 松岡久和『担保物権法』日本評論社2017年340頁、山野目章夫『物権法〔第5版〕』日本評論社2012年381頁
- 11) 詳細は、池田雅則「本判決解説」リマークス58号23頁、占部洋之「本判決判批」民商142巻6号560頁以下、片山直也「解説」金法1905号39頁、古積健三郎「評釈」リマークス40号20頁、田高寛貴「解説」判タ1305号49頁、和田勝行「解説」百選I〔第8版〕205頁他参照
- 12) 詳細は加毛明「解説」倒産百選〔第5版〕118頁以下、田頭章一「解説」リマークス43号134頁以下、和田勝行「評釈」京都大学法学論叢170巻1号120頁以下他参照、同旨：最一小判平成29.12.7民集71巻10号1925頁・詳細は印藤弘二「解説」金法2086号36頁以下、田村耕一「評釈」広島法科大学院論集14号95頁以下他参照
- 13) 詳細は印藤弘二「解説」金法1932号4頁以下、遠藤元一「所有権留保はどこまで活用できるか」NBL998号42頁以下他参照
- 14) 白石大「本判決原審評釈」金法2096号10頁
- 15) 詳細は、椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望(3)担保契約』日本評論社1994年101頁〔松井宏興、米倉前掲6) 115頁以下参照
- 16) 米倉明「流通過程における所有権留保(1)」法協81巻5号471頁以下、同『所有権留保の研究』新青出版1997年、柚木肇＝高木多喜男編『新版注釈民法(9)〔改訂版〕』有斐閣2015年754頁以下〔安永正昭〕
- 17) 詳細は千葉恵美子「解説」百選I〔第6版〕202頁以下、道垣内弘人「解説」商法百選〔第5班〕120頁以下他参照、同旨：最判昭和52.3.31金法835号33頁、最判昭和57.12.17判時1070号25頁
- 18) 詳細は野口恵三「解説」NBL249号2頁以下、安永正昭「判批」判時1037号60頁以下他参照。
- 19) 詳細は池田雅則「解説」百選I〔第7班〕198頁以下、森田修「判批」法協124巻11号2598頁以下他参照。
- 20) 米倉明＝森井英雄「所有権留保売買における目的物件の引揚げと権利の濫用法理〔下〕」NBL285号62頁
- 21) 道垣内前掲2) 370頁
- 22) 占部前掲11) 42頁、大村敦志『新基本民法3担保編』有斐閣2016年140頁、柚木他編前掲16) 755頁

- 23) 詳細は遠藤浩「判批」民研431号40頁以下、高木多喜男「判批」判評252号156頁他参照
- 24) 前掲最一小判平成18.7.20、最一小判平成22.12.2 民集64巻8号1990頁
- 25) 松岡前掲10) 360頁
- 26) 道垣内前掲2) 341頁
- 27) 森田修『債権回収法講義〔第2版〕』有斐閣2011年152頁
- 28) 詳細は堀内仁「評釈」手研28巻2号49頁以下、松本恒雄「評釈」民商90巻4号110頁他参照
- 29) 東京地判平成5.9.16判タ845号251頁、大阪高判平成8.10.8判時1598号101頁、東京高判平成13.10.23判時1763号199頁
- 30) 下村信江「所有権留保と譲渡担保の関係に関する覚書」近畿大学法科大学院論集15号20頁、占部前掲11) 14頁
- 31) 石口修「最判昭和58.3.18原審判批」新判解 Watch 2019.4、松尾弘「本判決解説」法セ775号118頁
- 32) 白石前掲14) 13頁
- 33) 田高前掲5) 87頁
- 34) 内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権〔第3版〕』東京大学出版会2005年544頁
- 35) 今中利昭他「座談会・動産売買先取特権と譲渡担保権の優劣とその実務—最高裁(三小)昭和62.11.10判決をめぐって第3回・完」債権管理11号36頁〔堀龍晃発言〕
- 36) 生熊前掲2) 337頁
- 37) その他に占部前掲11) 45頁、森田修『初期融資者の優劣の法理』商事法務2005年124頁、近江幸治「評釈」ジュリ910号1頁、角紀代恵「解説」百選Ⅰ〔第3版〕207頁、鎌田薫「解説」法セ398号96頁、河上正二『担保物権法講義』日本評論社2015年378頁、後藤卷則他編『プロセス講義民法Ⅲ担保物権』信山社2015年176頁〔小山泰史〕、道垣内前掲2) 342頁他
- 38) 栗澤万智「本判決判批」銀法839号25頁
- 39) 田高前掲5) 87頁
- 40) 白石前掲14) 13頁
- 41) 詳細は、栗田口前掲5) 663頁以下
- 42) 詳細は松本博之「解説」ジュリ590号121頁以下、中野貞一郎「判批」民商72案6号42頁以下他参照
- 43) 道垣内前掲2) 370頁以下
- 44) 占部前掲11) 39頁
- 45) 詳細は岩川隆嗣「本判決評釈」ジュリ1544号68頁以下
- 46) 伊藤眞「最二小判平成22.6.4の残照—留保所有権を取得した信販会社の倒産手続き上の地位—」金法2063号43頁、加毛前掲12) 119頁、田高寛貴「所有権留保の対抗要件に関する一考察」平井和雄先生喜寿記念『財産法の新動向』信山社2012年240頁
- 47) 印藤弘二「所有権留保と倒産手続」金法1951号68頁、杉本和士「平成22年判決評釈」法学研究86巻10号102頁、道垣内前掲2) 369頁、松岡前掲10) 380頁
- 48) 和田前掲12) 135頁
- 49) 白石前掲14) 9頁
- 50) 詳細は印藤弘二「解説」金法1932号4頁以下、田村耕一「評釈」民研656号2頁以下他参照
- 51) 詳細は相沢祐太「解説」速報判解〔20〕231頁以下、今尾真「判批」明治学院大学法律科学研究所年報32号145頁以下他参照
- 52) 詳細は遠藤元一「動産担保の見える化はどこまで本格化するのか」NBL980号1頁、同「所有権留保はどこまで活用できるのか—東京高判平成23.6.7判例誌未掲載の紹介と分析」NBL998号40頁以下他参照
- 53) 占部前掲11) 41頁、森田修「方法的総序—所有権留保と在庫担保との関係を素材として」NBL1070号10頁
- 54) 石口修『民法要論Ⅲ担保物権法』成文堂2016年295頁、石田剛他『民法Ⅱ物権〔第2版〕』有斐閣2017年367頁〔占部洋之〕、高橋眞『担保物権法〔第2版〕』成文堂2017年317頁、道垣内前掲2) 368頁、松岡前掲10) 379頁、安永正昭『講義物権・担保物権法〔第3版〕』有斐閣2019年448頁
- 55) 高木前掲6) 381頁、田高寛貴他『担保物権法』日本評論社2015年150頁〔田高寛貴〕、松井宏興『担保物権法〔補訂第2版〕』成文堂2011年227頁
- 56) 下村前掲20) 12頁。
- 57) 詳細は進士肇「原審評釈」金法2093号4頁
- 58) 前掲東京地判平成22.9.8、前掲東京地判平成25.4.24
- 59) 白石前掲14) 11頁
- 60) 「本判決原審コメント」金法2091号72頁以下
- 61) 和田勝行「破産・民事再生手続における所有権留保の取り扱いに関する一考察—最高裁平成22年6月4日判決以降の議論を踏まえて」京都大学法律論叢180巻5・6号699頁、占部前掲11) 44頁
- 62) 白石前掲14) 14頁
- 63) 詳細は小山泰史『流動財産担保論』成文堂2009年29頁以下参照
- 64) 白石前掲14) 13頁以下
- 65) 詳細は、森田修「方法的総序—所有権留保と在庫担保との関係を素材として」NBL1070号4頁以下参照

- 66) 岩川前掲45) 69頁、松本展幸「本判決解説」ジュリ1538号100頁以下
- 67) 白石前掲14) 9頁
- 68) 最一小判昭和54.2.15民集33巻1号51頁、最一小判昭和57.10.14金法1019号41頁、前掲最一小判昭和62.11.10、白石前掲14) 10頁
- 69) 岩川前掲45) 69頁、田高前掲5) 87頁
- 70) 岩川前掲45) 69頁、和田勝行「本判決解説」金法2121号37頁以下
- 71) 岩川前掲45) 69頁
- 72) 詳細は下村前掲30) 14頁以下参照
- 73) 下村前掲30) 33頁
- 74) 小山泰史「本判決評釈」論ジュリ29号170頁以下、和田前掲70) 38頁以下
- 75) 秋山靖浩「本判決判批」法教464号119頁、占部前掲11) 41頁、小山前掲74) 173頁
- 76) 占部前掲11) 43頁
- 77) 岩川前掲11) 69頁
- 78) 占部前掲11) 46頁
- 79) 下村前掲30) 32頁、田高寛貴「本判決判批」新判解Watch2019年10月59頁
- 80) 田村耕一「本判決原審判批」広島法学42巻3号82頁以下
- 81) 池田前掲11) 25頁、石口修「留保所有権と動産譲渡担保権との優劣関係」愛知大学法学部法経論集218号157頁、占部前掲11) 40頁
- 82) 白石前掲14) 12頁以下
- 83) 占部前掲11) 44頁以下
- 84) 詳細は遠藤俊英他監修『金融機関の法対策5000講Ⅳ担保編』金融財政事情研究会2018年863頁参照
- 85) 白石前掲14) 14頁

参考文献

- 栗田口太郎「所有権留保の本質と諸相」『近江幸治先生古稀記念社会の発展と民法学〔上〕』成文堂2019年
- 生熊長幸『担保物権法』三省堂2013年
- 石口修『民法要論Ⅲ担保物権法』成文堂2016年
- 石田剛他『民法Ⅱ物権〔第2版〕』有斐閣2017年317頁
- 伊藤真『破産法・民事再生法〔第2版〕』有斐閣2009年
- 内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権〔第3版〕』東京大学出版会2005年
- 遠藤俊英他監修『金融機関の法対策5000講Ⅳ担保編』金融財政事情研究会2018年
- 近江幸治『民法講義Ⅲ〔第2版補訂〕』成文堂2007年
- 大村敦志『新基本民法3担保編』有斐閣2016年

- 川井健『民法概論2〔第2版〕』有斐閣2008年
- 河上正二『担保物権法講義』日本評論社2015年
- 後藤卷則他編『プロセス講義民法Ⅲ担保物権』信山社2015年
- 小山泰史『流動財産担保論』成文堂2009年
- 高木多喜男『担保物権法〔第4版〕』有斐閣2005年
- 高橋真『担保物権法〔第2版〕』成文堂2017年
- 田高寛貴他『担保物権法』日本評論社2015年
- 同「所有権留保の対抗要件に関する一考察」平井和雄先生喜寿記念『財産法の新動向』信山社2012年
- 田村耕一『所有権留保の法理』信山社2012年
- 椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望(3)担保契約』日本評論社1994年
- 道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』有斐閣2017年
- 松井宏興『担保物権法〔補訂第2版〕』成文堂2011年
- 松岡久和『担保物権法』日本評論社2017年
- 森田修『債権回収法講義〔第2版〕』有斐閣2011年
- 安永正昭『講義物権・担保物権法〔第3版〕』有斐閣2019年
- 山野日章夫『物権法〔第5版〕』日本評論社2012年
- 柚木肇＝高木多喜男編『新版注釈民法(9)〔改訂版〕』有斐閣2015年
- 米倉明『所有権留保の実証的研究』商事法務研究会1977年
- 同『所有権留保の研究』新青出版1997年

本判決評釈等

- 秋山靖浩「本判決判批」法教464号119頁
- 栗澤万智「本判決判批」銀法839号25頁
- 池田雅則「本判決解説」リマークス58号23頁
- 石口修「留保所有権と動産譲渡担保権との優劣関係」愛知大学法学部法経論集218号157頁
- 岩川隆嗣「本判決評釈」ジュリ1544号68頁
- 占部洋之「本判決判批」民商142巻6号560頁
- 小山泰史「本判決評釈」論ジュリ29号170頁
- 下村信江「所有権留保と譲渡担保の関係に関する覚書」近畿大学法科大学院論集15号20頁
- 白石大「本判決原審評釈」金法2096号10頁
- 田高寛貴「本判決判批」新判解Watch2019年10月59頁
- 田村耕一「本判決原審判批」広島法学42巻3号82頁
- 松尾弘「本判決解説」法セ775号118頁
- 和田勝行「本判決解説」金法2121号37頁

(投稿日2021年12月7日 受理日2022年1月25日)